

盛岡広域振興局長告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成24年11月6日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372101741	株式会社あひるケアサプライ	福祉用具のあひる	岩手郡雫石町繫第5地 割104番地1	平成24年11月1日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372101741	株式会社あひるケアサプライ	福祉用具のあひる	岩手郡雫石町繫第5地 割104番地1	平成24年11月1日